

建指第 1914 号
令和 7 年 3 月 27 日

一般社団法人茨城県建築士会 会長 殿
一般社団法人茨城県建築士事務所協会 会長 殿
一般社団法人茨城県建設業協会 会長 殿
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会 会長 殿
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部 部長 殿
一般社団法人日本エレベーター協会 会長 殿

茨城県土木部長
(公印省略)

茨城県建築基準条例の一部改正について (通知)

平素より、本県の建築行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）に伴う建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正を踏まえ、茨城県建築基準条例（昭和 36 年茨城県条例第 21 号）の一部を別添のとおり改正しましたので、貴会々員への周知について特段のご配慮をお願いいたします。

○送付資料

1. 茨城県建築基準条例の改正概要
2. 新旧対照表
3. 県報（号外第 5 号）

土木部都市局建築指導課
建築 G
電話 029-301-4727